

## 猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例（案）

令和 年 月 日  
条例第 号

### （目的）

第1条 この条例は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民等の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない猪名川町を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民とは、猪名川町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等とは、前号に規定する者及び猪名川町内に通学又は通勤する者並びに猪名川町に関わる者をいう。
- (3) 部落差別とは、日本社会の歴史的過程で作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的及び文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりしている、日本固有の人権問題をいう。
- (4) 差別行為とは、部落差別とみなされる直接的あるいは間接的な誹謗中傷及び助長や差別の許容、就職又は結婚等における部落差別や調査、特定の地域が被差別部落であったとする発言・配信、その他これらに類する人を傷つける行為をいう。
- (5) 差別行為者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人、その他団体をいう。
- (6) 被差別者とは、第4号に規定する差別行為を受けた個人、法人、その他団体をいう。
- (7) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書込み及び投稿等を監視することをいう。

### （基本理念）

第3条 部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民等一人一人の理解を深めることにより、偏見を払拭し、かつ、部落差別のない猪名川町を実現することを旨として、行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずるものとする。

2 町は、部落差別にかかるインターネットを含む差別表現、差別発言その他の部落差別にかかる人権侵害に当たる行為が発生した場合は、町民等、関係機関等の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行い、必要に応じて問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に対応できる体制の充実を講ずるものとする。

(町民の役割)

第6条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、かつ、部落差別を解消するための施策に関心をもって協力するとともに、その必要性を理解し、自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、煽動その他の差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

2 町民は、差別行為を知り得た場合は、必要に応じて町長に情報提供するものとする。

(教育及び啓発)

第7条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施するものとする。

(計画の策定及び調査の実施)

第8条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画を策定するものとする。

2 町は、必要に応じて部落差別に関する調査を行うものとする。

3 町は、モニタリングにより、町に関連する部落差別の実態把握に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第9条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を講ずるものとする。

(部会)

第10条 町長は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、猪名川町人権推進審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の要請に応じて、次に掲げる事項について調査研究を行い、適時、審議会へ報告する。

(1) 部落差別の解消の推進計画に関すること。

(2) 部落差別事象による人権侵害への対策及び人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 部落差別のない町の実現に関し町長が必要と認める事項

3 部会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

(削除要請)

第11条 町は、モニタリングを実施し、差別行為と認められる書き込み等を発見した場合は、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。

(指導及び助言)

第12条 町長は、町民等に対し、差別行為を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告等)

第13条 町長は、差別行為を放置することが著しく公益に反すると判断される場合、差別行為者に対し中止すべき旨を勧告することができる。

2 町長は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(命令)

第14条 町長は、前条に定める勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(差別行為者の氏名の公表)

第15条 町長は、命令を受けた対象者が正当な理由なく命令に従わない場合は、その者の氏名及び差別行為の概要を公表することができる。但し、氏名等を公表する場合は、あらかじめ公表されるべき者にその理由を告知し、また意見を述べる機会を与えるものとする。

(部落差別検証委員会の設置)

第16条 町長は、対象者が行なった行為について、勧告、命令及び公表対象となるか審議するため、猪名川町部落差別検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

（被差別者の支援及び救済）

第17条 被差別者は、差別行為の解消を目的に、町長に支援及び救済を申し出ることができる。

2 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

（秘密保持）

第18条 町長は、差別行為の調査等により知り得た情報を適正に管理するものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。